

教育委員会定例会議事録

令和4年6月24日 午後2時00分 開会

出席委員

教 育 長	高 本 訓 久
委 員	渡 辺 時 行
委 員	菅 沼 由 貴 子
委 員	戸 苺 恵 理 子
委 員	山 田 清 志

説明のための出席者

教育部長	前 田 清 彦
教育部次長兼庶務課長	酒 井 保 吏
教育部次長兼学校教育課長	山 本 一 之
教育部次長兼中央図書館長	尾 崎 浩 司
庶務課主幹	中 村 忠
学校教育課主幹	中 村 立 志
生涯学習課長	林 弘 之
スポーツ課長	杉 浦 忠 彦
学校給食課長	林 俊 光
中央図書館主幹	中 西 明

教育長が指定した事務局職員

主 事	近 藤 邦 宏
主 事	森 下 徹

議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 第18号議案 民法改正後の新成人祝賀会に代わる新たな事業名称について
- 第3 第19号議案 教職員の任用について（非公開）
- 第4 教育長報告 損害賠償の額の決定について（専決処分）（非公開）
- 第5 教育長報告 令和4年度6月補正予算について（専決処分）
- 第6 その他報告 令和5年度以降の小学校部活動について
- 第7 その他報告 監査委員指摘事項及び措置状況等について

「高本教育長」 定刻になりましたので、ただ今から教育委員会を開会し、直ちに会議を開きます。始めに、日程第1、議事録署名委員の指名を行います。本日の議事録

署名委員は、教育長において、渡辺・戸茱 両委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

「高本教育長」 続いて、日程第2、第18号議案「民法改正後の新成人祝賀会に代わる新たな事業名称について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

「林生涯学習課長」 第18号議案「民法改正後の新成人祝賀会に代わる新たな事業名称について」を資料に基づき説明。

「高本教育長」 この件について、ご質問がありましたらお願いします。

「山田委員」 名称については、ここに記載のある「豊川市二十歳の集い」が良いと思います。一方で、成人年齢が18歳に引き下げられたので、18歳や19歳の新たに成人となった方たちに向け、何かメッセージを伝えるということ、この集いにあわせてやってはどうかと思いました。

「林生涯学習課長」 まだ案の段階ですが、新たに成人となる方たちに向けた市長からのメッセージを、YouTube や市ホームページ、広報誌に掲載することなどを考えています。

「高本教育長」 ほかにご質問、ご意見がなければ採決を行います。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

「高本教育長」 異議なしと認めます。日程第2、第18号議案「民法改正後の新成人祝賀会に代わる新たな事業名称について」は原案のとおり可決いたしました。

「高本教育長」 続いて、日程第3、第19号議案「教職員の任用について」を議題といたします。なお、本案は、職員の人事に関する案件となりますが、続く日程第4、教育長報告「損害賠償の額の決定について」も、事故被害者の個人情報を含むものであるため、日程第3、第4については議事を非公開とし、会議内容の議事を別に記録することとしてよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

「高本教育長」 異議なしと認め、日程第3、第4については非公開とします。それでは、日程第3、第19号議案「教職員の任用について」を事務局から説明をお願いします。

(以下、議事内容は人事情報に関わるため議事を非公開)

「高本教育長」 非公開で続けます。続いて、日程第4、教育長報告「損害賠償の額の決定について（専決処分）」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

(以下、議事内容は事故被害者の個人情報を含むため議事を非公開)

「高本教育長」 続いて、日程第5、教育長報告「令和4年度6月補正予算について（専決処分）」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

「酒井教育部次長」、「杉浦スポーツ課長」、「林学校給食課長」、「中西中央図書館主幹」
教育長報告「令和4年度6月補正予算について（専決処分）」を資料に基づき説明。

「高本教育長」 この件について、ご質疑がありましたらお願いします。

「山田委員」 学校給食課に伺います。原材料費高騰を受け、給食の賄材料費を補正するとのことですが。この増額補正に関しては、国の補助金を活用するため、保護者負担は変わらないとのことですが、令和3年12月教育委員会定例会において、学校給食費を据え置き、2年後を目途に再検討するという話があったと思います。このような社会情勢を受けて、もっと早めの検討が必要かと思いますが、何か考えなどありますか。

「林学校給食課長」 昨年12月の定例会で審議いただいた際には、2年間据え置くということで議決いただきましたが、その後ロシアによるウクライナへの侵攻を皮切りに大きく世の中が変容し、物価も急激に高騰しています。今後の物価状況が読めませんが、値上げも含めて今後早急に検討する必要があります。

「高本教育長」 確認となりますが、来年度も国の補助があれば給食費を値上げする必要はないのでしょうか。

「林学校給食課長」 財政部局との調整が必要ですが、おそらくそうなると思います。

「高本教育長」 ほかにご質問、ご意見がなければ、日程第5、教育長報告「令和4年度6月補正予算について（専決処分）」は以上で終了させていただきます。

「高本教育長」 続いて、日程第6、その他報告「令和5年度以降の小学校部活動について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

「山本教育部次長」 その他報告「令和5年度以降の小学校部活動について」を資料に基づき説明。

「高本教育長」 令和5年度から小学校部活動を廃止することにした経緯等についての説明がありました。この件について、ご質疑がありましたらお願いします。

「菅沼委員」 6月10日に教育委員会名義で保護者に配布したとのことですが、反応はどうでしたか。

「山本教育部次長」 学校教育課への問い合わせとしては1件だけありました。内容

は、これに至った経緯を教えて欲しいというものでしたが、電話いただいた方からは「仕方ないですね」とのお話をいただきました。

「菅沼委員」 これまでにも、これに関連したお知らせはしていたのですか。

「山田委員」 予告というか、令和5年度から無くなるというアナウンスは今回が初めてではないかと思います。

「山本教育部次長」 アナウンスとしては今回が初めてです。この保護者通知を発出したのは6月の大会直前でした。大会前には通知されていますので、各学校では「最後の大会だから頑張ろうね」という言い方はできたと思います。

「山田委員」 中小学校体育連盟豊川支所が主催する小学校サッカー、バスケットボール、陸上競技大会については令和4年度を最後の大会とすると記載がありますが、音楽部などはどのようになりますか。

「山本教育部次長」 音楽については、コロナ前までは小学校、中学校が隔年で音楽会を開催していましたので、ほとんどの学校が経常的な部活動としてではなく、大会前に臨時的に子どもたちを集め練習するという風でした。部活動以外にも様々な活動を行う子どもたちが多く、そのようなことを含めた通知としています。

「山田委員」 部活動が廃止され、今後大会も無くなる。小学校の部活動は、中学校のそれとは少し違うと思いますが、部活動とは何かという定義を今一度考える機会かかもしれません。授業後に集まって何かをすることという定義だとすると、子ども歌舞伎や敬老会で披露する太鼓の練習などはどうするのか。小学校では、地域のために何かやろうという活動もあると思います。業務改善の名のもとに、それらが無くなってしまわないかという心配があります。

「菅沼委員」 八南小学校では、そのような活動は、皆が行うクラブ活動のなかの一つであったり、夏休みの活動として行っていたと思います。他の学校でもそうかもしれません。

「山田委員」 小学校の部活動の次は、中学校の部活動をどうするかという話が出てきます。そのため、今回廃止する小学校の部活動はどのようなものなのか、ということをしかりと定義しておく必要があるかと思います。学校経営案に記載のあるものだけなのか、それとも授業後に行う活動全てを指すのかということところです。特に中学校では、部活動的に行う授業後の活動があるかと思いますので、この話題になったときに、その対象が不明瞭で、学校ごとに取り扱いが異なるということは避けなければなりません。

「前田教育部長」 教員がどこまで関わるかが焦点となります。先行して、豊橋市では小学校部活動を令和2年度を最後に廃止しました。この代替措置として、児童クラ

ブにあわせて、「のびるん d e スクール」という子どもの居場所をつくり、各学校で地域のボランティア等による〇〇教室などを有償で行っており、その開催する日は授業終了後から17時までをのびるん d e スクール、17時からは通常の児童クラブとして実施していると聞いています。一方で、豊川市では、もともと旧町で土曜日に行っていた「放課後子ども教室」を合併時にそれぞれ引き継ぎ、旧豊川市内にも広げてきたという経緯があります。これらは基本的に教員の関わりがなく、学校内もしくは学校外の施設で、地域の指導者のご協力により運営されており、開催数は年間10から20回と少ないものの、全小学校区で実施されています。本市の場合、スポーツは少ないものの、地域の受け皿としての「放課後子ども教室」が既に全小学校区にありますので、このニーズが高まればそれを拡充することも視野にいれつつ検討しているところ です。

「林生涯学習課長」 今の話に補足します。豊川市の「放課後子ども教室」は、オリジナルの取組です。開催数としては、年間10から20回と決して多いとは言えませんが、教員の働き方改革の話題が出る前から、子どもの居場所づくりという観点において真剣に取り組んできたものとなります。同じように放課後の受け入れ先として「児童クラブ」がありますが、そちらは親にベクトルを向けた事業であり、共働き家庭などを対象とした事業となります。これに対して、「放課後子ども教室」は、子どもにベクトルを向けた事業であり、放課後の時間を使って子どものためになることを何かしようという事業となります。放課後の時間を使うという点においては同じなのですが、事業の目的、ベクトルが異なるということです。「放課後子ども教室」は生涯学習指導員が運営しており、全員が教員OBとなります。学校、地域に精通している先生が、退職後に生涯学習指導員として生涯学習課に所属し、地域の方と協力しながら教室を運営していますので、学校側からすると非常に安心感がある取組となります。国の補助事業として実施しており、様々な制約等ありますが、今後もうまく運営していきたいと考えています。

「山本教育部次長」 小学校部活動が無くなったあとの授業後の動きについて、しっかり整理しないといけないと思いました。授業後にやっていた部活動が無くなったとして、その時間を使って、また別の何かを子どもたちのためにやってあげたいと思う教員が多くいると思います。そうすると結局は同じようになってしまうので、現場が混乱しないためにも、どうして小学校部活動を廃止することになったのかについてわかりやすく整理し、しっかり説明することが重要だと改めて感じました。

「山田委員」 対象の整理が難しいのではないかと思います。教員多忙化解消の議論においては、先生の過労を解決しようというものと、忙しすぎる状況を解決すること

で、もっと子どもと十分に向き合う時間を確保しようという2つがあると思います。部活動廃止により小学校の先生が、その空いた時間を事務仕事ができるようになった、その時間を使って勉強が遅れた子や水泳が苦手な子のフォローをできるようになった、子どもと触れ合う時間ができたという風になるかもしれません。しかし、それを自由に使って良いという風にする、結局は部活動があったときと変わらないのではないかと思います。小学校卒業後の中学校では部活動があります。そのため、整理の仕方、表現の言い回しなどはかなり気をつけなければなりません。小学校部活動の議論については、教員の多忙化解消をメインとしても良いのだと思います。しかしながら、中学校では、先生が忙しいから部活動を廃止しますというのはなかなか難しいのではないかと思います。部活動にはこのような価値がある、一方で先生の多忙化の要因であるから、中学校部活動がどのようにあるべきかを議論する良い機会かもしれません。多忙化だけを理由に議論するのは、中学校部活動では難しいと思います。

「菅沼委員」 部活動以外でスポーツをしている子どもたちも多いと思います。学校が休みの日に、スポーツ少年団などが野球やサッカーで学校を使用していると思いますが、使用料のようなものは発生しているのですか。

「杉浦スポーツ課長」 地元小学生が10人以上加入するスポーツ少年団等に校庭の利用許可を出していますが、その場合の利用料金は無料です。体育館を利用する場合は、照明設備を利用するので有料となります。スポーツ少年団の管理はスポーツ協会が行っていますが、スポーツを通じて目上の人に対する礼儀や、挨拶をしっかりとすることも学んでいます。

「高本教育長」 ほかにご質問、ご意見がなければ、日程第6、その他報告「令和5年度以降の小学校部活動について」は以上で終了させていただきます。

「高本教育長」 続いて、日程第7、その他報告「監査委員指摘事項及び措置状況等について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

「酒井教育部次長」 その他報告「監査委員指摘事項及び措置状況等について」を資料に基づき説明。

「高本教育長」 この件について、ご質疑がありましたらお願いします。

「戸苺委員」 学校の公衆電話について全校撤去したとのこと。昔は、学校の公衆電話から忘れ物をしたから届けて欲しい等の電話を自宅にするようなこともあったと思いますが、時勢的に仕方ないのかもしれませんが。

「山田委員」 現在、1人1台端末が配備され、学校によっては実験的に持ち帰りを進めていると思います。この端末を使って、家庭と連絡をとることはできるのですか。

「酒井教育部次長」 やってはいけないことになっています。また、SNSなどのアプリについても、勝手にダウンロードできないように設定してあります。

「高本教育長」 ほかにご質問等なければ、その他報告「監査委員指摘事項及び措置状況等について」の報告は以上とさせていただきます。本日の会議に付議されました案件は以上ですので、これで本委員会は閉会といたします。

(午後3時25分 閉会)

この議事録は真正であることを認め、ここに署名する。

教 育 委 員

教 育 委 員